

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 2 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらしのヘキサコナゾール)

標記については、令和 3 年 5 月 27 日付け薬生食輸発 0527 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、自主検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、韓国産青とうがらし及びその加工品について、ヘキサコナゾールに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和 3 年 5 月 28 日現在のヘキサコナゾール検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 東京顕微鏡院

一般財団法人 食品環境検査協会

公益財団法人 北九州生活科学センター